監　査　報　告　書

平成２２年５月２８日

学校法人　東 邦 大 学
　理 事 会　　御中
　評議員会　　御中

学校法人　東　邦　大　学

監事　　

監事　　

私たち監事は、私立学校法第３７条第３項および学校法人東邦大学寄附行為第１５条の定めに基づき、平成２１年度（平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで）における学校法人の業務および財産の状況について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

１．監査の方法の概要

（１）学校法人の業務については、理事会および評議員会に出席して業務の報告を聴取したほか、必要に応じて理事等に直接説明を求め、報告を聴取し、かつ関係書類の閲覧など必要と認められる監査手続を実施し、法人の業務の妥当性を検討しました。

（２）財産の状況については、私立学校振興助成法第１４条第３項の規定に基づき会計監査人（あずさ監査法人）により監査が実施されておりますので、その実施状況および監査結果につき直接説明を受け、かつ、同会計監査人と連携し計算書類等の正確性につき検討を加えました。

２．監査の結果

（１）学校法人東邦大学の業務に関する決定および執行は適切であり、不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

（２）資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法令および寄附行為に従い、学校法人東邦大学の収支状況および財産状況を正しく示していると認めます。

以上